

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成27年11月5日(2015.11.5)

【公開番号】特開2014-238983(P2014-238983A)

【公開日】平成26年12月18日(2014.12.18)

【年通号数】公開・登録公報2014-070

【出願番号】特願2013-121121(P2013-121121)

【国際特許分類】

H 01M 10/12 (2006.01)

H 01M 10/14 (2006.01)

H 01M 2/16 (2006.01)

H 01M 2/18 (2006.01)

H 01M 2/02 (2006.01)

【F I】

H 01M 10/12 K

H 01M 10/14 S

H 01M 2/16 F

H 01M 2/18 Z

H 01M 2/02 B

【手続補正書】

【提出日】平成27年9月14日(2015.9.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

電槽内に、変形可能なセパレータを介して正極板と負極板とを交互に積層配置した極板群を収納した鉛蓄電池において、

前記電槽は、前記極板群の積層方向と交差する幅方向の内側寸法を狭くした絞り部を備え、

前記各極板の幅は、前記電槽の前記絞り部の前記幅方向の内側寸法より狭く、

前記セパレータの幅は、前記電槽の前記絞り部の内側寸法以上である

ことを特徴とする鉛蓄電池。

【請求項2】

前記セパレータは、前記電槽の前記絞り部と隣接する部分の内面に接触する幅であることを特徴とする請求項1に記載の鉛蓄電池。

【請求項3】

前記セパレータは、弾性変形可能なガラスマットであり、

前記セパレータの幅は、前記電槽の前記絞り部の内側寸法以上であり、前記電槽の前記絞り部と隣接する部分の前記幅方向の内側寸法未満であることを特徴とする請求項1に記載の鉛蓄電池。